

宇和島市教育委員会会議録

令和2年4月定例会

令和2年4月22日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和2年4月定例会 会議録

1. 開会日時 令和2年4月22日(水)3時30分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 701 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 木下 充卓 委 員 弓削 由美子
委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 委 員 高山 俊治

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	片山 治彦	教育総務課長	西川 啓之
学校教育課長	西田 一洋	中央図書館長	河野 達弘
文化・スポーツ課長	森田 浩二	伊達博物館長	土居 道徳
人権啓発課長	山本 利彦	学校給食センター所長	児玉 雅人
吉田教育係長	河野 孝	三間教育係長	末光 優子
津島教育係長	首藤 将文		
(事務局)			
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

- 報告第8号 専決処分した事件の承認について
(市内高等学校へのスポーツ全国大会等出場補助金交付要綱)
- 報告第9号 専決処分した事件の承認について
(市内高等学校へのスポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱)
- 報告第10号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について)
- 報告第11号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則)
- 報告第12号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する要綱の一部を改正する訓令)
- 報告第13号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱)
- 報告第14号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市社会教育委員の委嘱について)
- 報告第15号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館館長及び分館長の任命について)
- 報告第16号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について)
- 報告第17号 専決処分した事件の承認について
(教育財産の所管替えについて)

議案第12号 宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

議案第13号 宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について

7. 会議概要

(1) 開会宣言・教育長報告（午後3時30分）

◎教育長

ただいまから、4月定例教育委員会会議を開会いたします。

現在、新型コロナウイルスの対応ということで、特に学校を始め、それからいろいろな文化スポーツ施設、社会教育施設等も含めて、閉じている状況です。

緊急事態宣言が5月6日までという事になっていますので、ここからの対応としては、5月6日時点で翌日からどうするのかという検討と、それから、長期化することも視野にいれて、どういった対応をしていくのか、具体的に検討を進めていかないといけない状況になってきております。

この中身については、その都度、ご相談申し上げながら進めていきたいと思っております。いずれにいたしましても、感染拡大防止のために三つの絶つと申しましょうか、ひとつは感染源を絶つ、そのために家庭と連携した毎朝の検温ですとか、発熱等風邪の症状があった場合の自宅の休養。それから感染経路を絶つ、そのために手洗い、咳エチケット等を徹底する。そして最後に感染リスクを絶つという事で、3密を避け、換気を行い、マスクを利用する。そういったような対応を徹底していきたいと思っております。合わせて、今日、文部科学省からも通知が改めてありましたけれども、学習の保障ですとか、そういった対応も必要になってくるかと思っております。さらに充実させていきたいと思っております。

資料をめくっていただいて1ページ、2ページ目なんですけれども、3月当初から休業に入った事もあって、諸々の会議はほとんどなくなって、ここに示されている予定も、すべてコロナウイルス対策といってもいいくらいの状況になっています。強いて、ひとつだけ挙げれば、23日の総合教育会議で、教育大綱が出来上がったという事ですが、まだ中身を周知できるような機会をもてていないというのが現状です。早くそういう時期がおとずれると良いなと思っております。

以上、報告と合わせご挨拶申し上げます。

(2) 付議事件

◎教育長

早速議事に入っていきたいと思っております。本日の議案ですけれども、報告第10号、14号、15号、16号、議案第12号、13号については人事案件ですので、非公開で審議したいと思っております。この点について賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、報告第10号、14号、15号、16号、議案第12号、13号については非公開で審議いたします。

それでは、先に公開議案を審議いたします。

報告第8号について、事務局から説明をお願いします

○文化・スポーツ課長

教育長。報告第8号です。専決処分した事件の承認について、宇和島市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定によって、専決処分したので報告いたします。

専決第8号、市内高等学校へのスポーツ全国大会等出場補助金交付要綱です。5ページ、6ページならびに7ページをご覧ください。

昨年より、何度か高校生のスポーツ大会の出場補助金についてご説明したかと思いますが、年度が替わり、新しく要綱を設置しましたので、ここで報告申し上げます。

報告第8号は、6ページを見ていただきましたらわかるように、運用基準の中の説明として、平成22年、25年、27年、30年、令和元年度ということで、実績を示してありますが、いわゆる大応援団を組んで出場をするときに、市から学校へ補助金を交付する基礎になる要綱となっております。第4条にありますとおり、補助対象経費としては、全国大会等出場に係る生徒及び当該高等学校関係者の長期滞在並びに生徒応援団派遣に必要な経費となっております。趣旨としては、市民の郷土愛や情操や誇りを広め、一体となって応援し、市の名声を高めるという意味合いがございます。バス等で応援団を運ぶときに、実績に基づき、補助金を交付することができるという要綱となっております。

続けて報告第9号も報告させていただいてよろしいでしょうか。

◎教育長

どうぞ。

○文化・スポーツ課長

専決第9号、市内高等学校へのスポーツ全国大会等出場奨励金となっております。この出場奨励金につきましては、個人に対しての奨励金となっております。スポーツ競技力の向上及びスポーツ振興、出場する選手等の激励という意味合いで、選手、監督等、いわゆるベンチ入りするメンバーに対して交付され、対象経費は、出場に必要な費用という事で、オリンピック、パラリンピックは10万円、その他国際大会が5万円、全国大会、国民体育大会につきましてはスポーツ協会の方で出して頂いておりますのでこれを除いて、いわゆる選抜大会・インターハイにつきましては一人1万円というものでございます。実績としまして、平成28年度、29年度、30年度で多いときには100万円程度交付しているという事で、本年度100万円の予算を組んでいるところでございます。報告第8号、第9号につきましては、以上です。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。補助金と奨励金についてご質問等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは特にないようですので、報告第8号と報告第9号、これを合わせて採決をとります。
報告どおり承認いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員という事で、報告どおり承認とさせていただきます。
続いて、報告の第11号について、事務局の説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育長。19ページをお開きください。報告第11号、専決処分した事件の承認についてでございます。専決第11号として、宇和島市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則を専決したものでございます。新旧対照表の方が詳しくわかると思うので、22ページをご覧いただいたらと思います。22ページのところですが、(5)の「及び生涯学習センター運営審議会委員」の文を削るというものなのですが、こちらに関しましては、先般制定された生涯学習センター条例施行規則で運営審議会の設置規定が削除されましたので、それに伴いまして、こちらの方も削除するというようなことになっております。次の23ページをお開きいただいたらと思います。(20)の「学校運営協議会を設置する」という部分ですが、ご承知のとおり全学校で学校運営協議会が設置されましたので、同様にこちらの方も不要ということで、いずれも削除するという規則の改正となっております。よろしくご審議いただいたらと思います。

◎教育長

それでは説明が終わりました。本件についてご質問等あればお伺いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは採決に移ります。報告第11号について、報告どおり承認いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、報告どおり承認とさせていただきます。
続きまして報告第12号について、事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。25ページを開けてください。報告第12号、宇和島市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したのでご報告をいたします。32ページの新旧対照表をご覧ください。教育総務課長の方からありましたが、学校運営協議会については、一昨年度より、あるいは早いところはもう少し前から取り組みがあったのですが、昨年度から宇和島市全域で取り組んでいくという形でお願いをしております。そのために要綱を改めたものであります。

たとえば 32 ページにあります、現行の協議会の指定という箇所については、新しい要綱ではもう文章がなくなっております。当たり前のように協議会が存在するという前提で、すべての学校が協議会を置くものだということでこのような形になります。同じように 33 ページ、現行の第 5 条ですが、指定を取り消すという条文があり、指定を取り消された学校については運営協議会がしばらくなくなるという扱いでしたが、新しい要綱の第 4 条を見ますと、運営の停止という事で、協議会は、存在はするのだけでも、運営自体を教育委員会の方で停止するという形に変わっております。これに伴いまして、様々な様式を変更する必要がありますので、そこで赤字で記されている様式について、このページ以降、全てご紹介をするように、新旧でここに載せさせていただいています。以上、簡単ですが説明を終わります。

◎教育長

ありがとうございました。全校がコミュニティ・スクールになることに伴っての、内容の形式的な変更という事ですが、ご意見・質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので採決に移ります。

報告第 12 号について、報告のとおり承認いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で報告どおり承認されました。

次に報告第 13 号について説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育長。43 ページをお開きください。専決第 13 号として宇和島市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱を新設したものでございます。45 ページをお開きいただいたらと思います。前段の説明といたしましては、教育委員会では、学校管理下での児童生徒の災害等に対しまして、保護者へ医療費であったり、見舞金をお支払いするため、日本スポーツ振興センターと契約を結んでいるところでございます。この度、そのセンターの方に会計検査院から指摘がございまして、まずは、要綱で言いますと 3 条、保護者負担額を明示しなさい、もう一つが、経済的な理由により、要保護児童生徒の保護者から、保護者の負担額を徴収していない事を明示しなさい、というようなご指摘があったようです。昨年度までは、この要綱自体は存在しなかったのですが、要綱において先ほどの 2 点を定めておかなければ、継続して要保護に対する保険料の免除が受けられないことから、今回、要綱を制定するというような経緯となったものでございます。よろしくご審議いただいたらと思います。

◎教育長

今の説明のあった経緯と、この新しい要綱についてご質問等あればお願いいたします。

◎浅井委員

第3条の(2)の要保護者と、第4条の要保護者の違いはなんですか。

○教育総務課長

要保護者は、いわゆる生活保護世帯の部分で定められております。第4条の(2)をご覧いただいたと思うのですが、こちらの方がいわゆる準要保護、就学援助等をしている世帯の部分という事で、第3条の(2)と第4条の(1)が同じ分を、第3条の(1)の一部が4条の(2)の準要保護世帯の事をするというような大きい区分けになっていると思います。

◎浅井委員

第4条に規定する場合は免除ですよ。

○教育総務課長

免除です。

◎浅井委員

第3条の(2)の要保護者は、年額20円はなんでしょうか。

○教育総務課長

一旦20円という金額は定めるのですが、生活困窮という理由で第4条の(1)で免除になる。そういう意味でございます。生活保護世帯で第4条の(1)で免除になる。準要保護世帯が第4条の(2)で免除という理屈になろうかと思えます。

◎浅井委員

結論としては免除となるということですか。

○教育総務課長

免除になります。

◎教育長

よろしいでしょうか。ほかございますか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは採決に移ります。報告第13号について、報告のあったとおり、承認を頂ける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で報告どおり承認とさせていただきます。

続きまして報告第17号について、事務局の説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育長。65ページをお開きいただけたらと思います。専決第17号、教育財産の所管替えについてでございます。

現在、教員住宅の空いている部分を活用いたしまして、全市的に、企画情報課の移住定住施策の一環として、市外から来られた方々を、ご覧の法花津教員住宅、岩淵教員住宅、宮野下教員住宅、法花津教員住宅に居住いただいているところであります。施策としてかなり定着してきたこともございまして、市の方としても空いている部分を有効活用しようということで、財産の所管換えをしたということでございます。ご承認いただいたらと考えております。以上です。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。本件についてご質問等あればお願いいたします。

◎木下委員

吉田町の法花津地区については、災害の前からも、地元の方から使わせてほしいということで要望が出ていたのですが、特に豪雨災害後のボランティアの方の受け入れ先ということで使っていて、今、地元の方々も、そこへ住んでいただくというわけで喜んでいてと思いますので、企画情報課の方へ所管が移るという事ですけど、本当に地元の方も喜んでいて。いいことではないかと思えます。

○教育総務課長

ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。ほかございませんでしょうか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは採決をとりたいと思います。報告第 17 号、報告どおり承認いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

それでは挙手全員という事で、報告どおり承認いたします。

次に、ここからは人事案件という事で、非公開での審議を行います。

◎教育長

報告第 10 号を上程する。

報告第 10 号

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱についての報告を説明する。

◎田村委員

スポーツ推進委員の業務内容について問う。

○文化・スポーツ課長

スポーツ推進委員の業務内容について回答する。

◎弓削委員

スポーツ推進委員の報酬について問う。

○文化・スポーツ課長

スポーツ推進委員の年間報酬について回答する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 14 号を上程する。

報告第 14 号

宇和島市社会教育委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○中央図書館長

宇和島市社会教育委員の委嘱についての報告を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 15 号を上程する。

報告第 15 号

宇和島市立公民館館長及び分館長の任命について

◎教育長

説明を求める。

○中央図書館長

宇和島市立公民館館長及び分館長の任命についての報告を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 16 号を上程する。

報告第 16 号

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○中央図書館長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱についての報告を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

議案第 12 号を上程する。

議案第 12 号

宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の任命についての原案を説明する。

◎木下委員

地域コーディネーターの選任について、人材確保の方法について問う。

○学校教育課長

担当の生涯学習課、教育推進員が連携し、人材を確保している旨回答する。

◎教育長

地域コーディネーターは、各校の運営協議会委員に必ず入っているのか問う。

○学校教育課長

地域コーディネーターは、各校の運営協議会委員に必ず入っている旨回答する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

議案第 13 号を上程する。

議案第 13 号

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○伊達博物館長

宇和島市立伊達博物館協議会委員の解任及び任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。本日の付議事件については以上です。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

◎教育長

議事日程の 4 番目、新型コロナウイルス感染拡大防止対策について事務局の方から説明をお願いいたします。

○教育部長

教育長。失礼いたします。お手元の、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応状況等（21 報）という資料で現状報告をさせていただいたらと思います。日付といたしましては 4 月 20 日 17 時現在となっております。まず、小中学校の対応については、皆様御承知のとおり、5 月 6 日までの間、臨時休業としております。学校給食については、それに伴って中止。部活動も中止。これは臨時休業以前から、中止とさせていただいているところでございます。また、塾、習い事等については保護者の方々のご判断によるのかなと思っております。学校施設の利用につきましても、4 月 18 日から 5 月 6 日まで利用中止。そして各保護者への連絡方法については、ご覧のとおりの方法で周知をしているところでございます。

二つ目の話といたしまして、4 月 20 日臨時休業を発信したところで、やはり当事務局の方からの周知が、いささか不備があったという事で、いろいろな問合せ、苦情等々たくさん入ってまいりました。急遽という事で、4 月 20 日の夕方に改めまして、特にお子さんの預かりの事について、一覧としたものを資料としてホームページに掲示、また各学校のホームページに掲示、マチコミによるメールでの配信、また現場での紙ベースによる掲示等々行うことで、後追いにはなりませんでしたけども、現状こういったかたちでお子さんの預かりをしておりますという事をお知らせしたと

ころでございます。

まだ、始めて3日という事ではありますが、学校への預かり、これは朝から午後3時までのところが、今のところ学校でしか預かれないという状況で運営しておりますが、3月の時に比べると5~6倍人数が集まってしまっている、この原因といたしましては、やはり3月の時には学校以外にも受け入れ先があったという事で、その違いがあったのかと思っております一方で、基本的にお預かりをする条件といたしましては、やはりどうしても家で見れないという理由がきちんとあるということ、また医療従事者は休めないということ、あるいは子どもさんに障がいをお持ちであるとか、いわゆる特殊事情がある場合に限るという前提でスタートしたところではありますが、実際のところは、兄弟の方がおられるとか、各学校にそれぞれ求めが多く、受け入れざるを得なかったというような背景もあると分析をしているところでございます。いずれにいたしましても、現在、各学校の先生方におかれては、家庭学習の配慮でありますとか、家庭訪問またはプリント作成等々、決して授業がないからといってお手すきになっているとは思っておりませんが、その上にお子さんをお預かりするということが加わっておりますので、何か、その業務を軽減するために、教育委員会として取り組めるところはないのかというところで同時進行で検討しているところでございます。今ほど教育長からお話がありましたように、5月6日で宣言も解けて、コロナの拡大も収まっているとなればいいんですけども、なかなかそういった兆しも見られない中で考えますと、5月7日以降、一定期間延長というのもやむを得ないのかなという印象を持っておるところでございます。現体制のまま継続していくのか、何か内容を変えて、ご負担が少しでも減るかたちで、策をうっていきのかにつきましては、現在検討中のところでございます。また、冒頭教育長からありましたように、5月7日以降どうするのかについては、その前のところで、教育委員さんにお話するタイミングがあろうかと思っておりますが、その時に合わせまして、今申し上げた対応についても説明させていただけたらと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

次に大きな2番でございます。教育委員会の所管施設というところで、そこにお示しをしております六つの事業、すべて中止というふうになっております。ただし、放課後子ども教室におきましては、学校からの子どもさんを受け入れるということがございますので、15時から18時の間は実施をするというところで、そこはリンクして考えております。

2ページになります。これは市管理施設等の対応ということで、教育委員会所管以外の施設の事も列挙しております。教育委員会関係で申し上げますと、11番の総合体育館から28番までで、これはすべてご覧のとおりで、総括的に申し上げますと5月6日までは基本利用休止ということで対応させていただいているという状況でございます。また、図書館におきましては、ネット又は電話予約による貸し出し等は対応いたしております。それ以下のところにつきましても、またお目通しいただいたらと思います。新型コロナウイルス感染症にかかわる現状の報告といたしましては以上でございます。

◎教育長

ただいまの説明に対して、ご質問等あればお伺いしたいと思います。

◎弓削委員

私も高光の放課後子ども教室に参加させてもらっているのですが、放課後子ども教室が0から1人か2人の児童の参加しかないと、ほかの子ども教室なんかもそういうふう聞いたのですが、学童に預けている子どもさんはもっと多いんでしょうか。

○教育部長

すみません。具体的な数字をちょっと把握しておりませんのでこの場でお答えができません。あとで調べてお伝えしたいと思います。申し訳ありません。

◎弓削委員

それと、学校で3月の5~6倍の人数を預け入れるということにびっくりしたんですけど、どうしてもやっぱり家庭で見れないというお子さんだけではないということですか。

○教育部長

そうですね。条件を一定、設定をさせていただいた中での運用なんですけど、実際、各学校の校長先生のご判断に委ねるところがございまして、厳密に調査をした場合に、各学校間での差異というのはあるのかもしれない。先ほど申し上げたように、特殊事情があってどうしても家に居れないんだという方に限った運用をさせていただいたつもりなんですけど、特別な案件というのものもあるのかなと思っております。

◎弓削委員

私もそのプリントを見た時に、限られた子どもさんしか預けられないんだなと思ったんですけど、でも、5~6倍も子どもさんが預けてるとするのは大変だなと感じました。

○教育部長

ご承知のとおり、今回の措置というのは、大原則は「家にいてください、出ないでください」がそもそもベースですから、それに沿って考えれば、「まずはお家にいてね」というところから始まっているんですけども、どうしてもお家に居れない方についての居場所を確保しないとイケないから、致し方なく学校を開けたという流れの中なのですが、なかなか、ご理解いただけてない側面はあるのかなというところで、これについても何か、手を打っていく必要はあるのかもしれませんが、皆それぞれに疲弊しているところではありますので、その配慮も含めてですね、慎重に対応したいと思っております。西田課長もし、補足がありましたら。

○学校教育課長

学校では、原則1年生から3年生までということで一応対応させていただいているんですけども、実際に来ている子どもたちを見ますと、4年生も5年生も対応している部分があります。これは、学校が保護者の事情にもある程度明るいし、そういうところには細かく対応できている部分はあるかなというふうに思います。以上です。

◎教育長

考え方として、事情のあるお子さんというふうにはしつつも、地域とともにある学校ということで、学校長のご判断として、相談があったものについては適切に対処して下さってるのかなと思います。そういう意味で、ここから先、仮に長い対応になった場合には、学校の先生方もこの対応が長くなればなるほど教室での学習ではなくて、それぞれの家庭に散らばっている児童生

徒に対する教育指導をどうしていくのかという、これまでとは全く違った取り組みが要求されるようになるわけなので、そういうニーズに対する対応に、先生方の力を傾注してほしいところもありますので、ここから先、長丁場になった時には何かの対応を考えていかないといけないなど、今、具体的にあてがあるわけではないのですが、そんなふうな感触を私自身思っています。

そのほかございますか。

◎木下委員

前回の会議の時に、始まったばかりなんですけど、学校の登校日を1週間に1度か、10日に1度設けるようなことをお聞きしたのですが、それは市内の学校で曜日を決めて行うのか、それとも、それぞれの学校の判断で登校日を決めるのか、その辺のところを教えていただけたらと思います。

○学校教育課長

今日早速、三浦小学校、日振島小学校、吉田中学校が登校日だったのですが、基本的に校長会でお願いしたのは、学校がやはり一番実施しやすいときにやっていただくと、そして学校において大丈夫なところは、例えば分団ごとに登校することによって、生徒を3分の1、4分の1に抑えて、密にならないようにするなどの工夫をこらしながら、できるだけ分散登校、下校ができるような工夫をしてもらっています。だいたい今週中に1回、来週、連休が始まるまでに1回を目安に、学校によっては、家庭訪問にかえるところもあるのですが、そういう形で行っています。

◎教育長

よろしいでしょうか。他ございますか。大丈夫ですか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等無し。－

(4)その他

◎教育長

それでは議事日程の5番、その他に移りたいと思いますが、特にあれば、お願いします。

○学校教育課長

教育長。学校教育課の方から、ご了承いただきたいことがあります。実は、県の方も、教育委員会訪問についていろいろな方針を出していて、今日の通知によりますと、基本的にはこういう訪問を実施する場合、全体会はしないようにしましょう、そして授業参観についても、できるだけ教室の中と区切られた空間、つまり廊下ですが、から見守るようなかたちでお願いしたいとしています。できるだけ、子どもたちに直接触れたり、接触する機会を少なくしましょうという通知です。当課でも検討していたのですが、教育委員会訪問と学校教育課訪問について、今回は延期といたしますか、教育委員さんには2学期等の落ち着いた時に、学校行事等をしっかりと見ていただくというかたちで、今回は1学期に行わないというかたちでお願いをしたらと思います。ご了承いただけますでしょうか。

◎木下委員

委員もそれぞれ学校へ行った時には、学校の様子や子どもたちの様子をしっかりと見たいので、このコロナの事が落ち着いて、しっかり子どもたちが安心して授業ができる時に訪問させていただいたらと思います。ほか皆さんどうでしょうか。

◎教育長

どうですか。

◎全委員

－ 了承 －

○学校教育課長

ありがとうございます。

◎教育長

今学校訪問の件について、そういう扱いをするというご了解をいただいたところなのですが、県の主催であったり、市主催あるいは関連団体等々の総会シーズンを迎えつつあるわけなんですけれども、そういった会で、不要不急の内容である限りは開かない、あるいは延期するという措置が取られている中で、この定例の教育委員会会議ですね、今日はいつもより席を離して、いわゆるソーシャルディスタンスをとりながら対応させていただいたのですが、ここから先、毎回こうしたかたちで開催するのは本当にいいかどうかというところを今検討しているところですので、場合によっては、ご審議いただく案件の中身にもよるとは思いますけれど、文書で周知させていただいたり、あるいは文書によってご意見いただいたりというようなこともあり得るのかなというふうに思っています。

◎教育長

その他、意見等ありませんか。

－ 特に意見なし。－

◎教育長

それでは次回の日程について。

－ 協議のうえ、教育委員会 5 月定例会を 5 月 27 日に開催することを決定する。－

(5) 閉会宣言（午後 4 時 58 分）

◎教育長

それでは以上をもちまして 4 月定例教育委員会会議を閉会します。